

## 三浦基裕市長に対する問責決議

今期定例会に提案の養護老人ホーム待鶴荘の介護報酬不正請求の不祥事に対する自らの処分の議案には瑕疵の内容があり、市政の混乱を惹起させている。

地方自治法第 138 条の 2 では、「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う」と規定されており、条例等は執行部の責任において提案されるべきものである。

また、副市長は、地方自治法第 167 条の規定により市長の補助機関として「長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する」との職責を負っているにもかかわらず、副市長自らが決裁して議会に提案した報酬減額条例案と自らの副市長辞任は、地方自治法に矛盾し大きな混乱を招いたものであり、市政内部におけるトップの意思決定により生じた混乱は明白である。

三浦市長は、平成 30 年度の市政方針において、「度重なる市職員の不祥事により、信頼を失墜させただけでなく、市民の皆様には不安を抱かせ、また、ご迷惑をお掛けしていることを深くお詫びするとともに、信頼回復と組織の立て直しに向け、全力で取り組んでいくことを改めてお約束します」と示している。就任以降、不祥事根絶や市民の信頼回復と組織の立て直しに取り組むことを謳ってきたにもかかわらず、今回の混乱を招いたことは、佐渡市トップのあり方をみても政治的道義的責任は誠に重大である。

よって、佐渡市議会は、三浦基裕市長に対し強い自覚とともに反省を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和元年 12 月 23 日

新潟県佐渡市議会